口座開設アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」(以下(口座開設アプリ)という)から開設した日新信用金庫(以下、「当金庫」という)の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便 (特定事項伝達型) で送付したキャッシュカード等が当金 庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座 を解約できるものとします。

3. 免責事項

この特約およびこの特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当金庫の 責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

4. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 4. (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(平成29年5月1日制定)